

## 〔検討事項〕 □政務活動費の適正な執行と公開

### 1. 考え方について

- ①政務活動費は、議員の調査研究、その他の活動に資するため、会派に対して交付されるものであることを認識し、福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより適正に執行しなければならない。
- ②会派は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿を積極的に公開すること等により、その使途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。
- ③政務活動費に関しては、別に福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところによる。

### 2. 福島市議会の状況

#### □福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年 12 月 21 日一部改正）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 5 条 政務活動費は、市政の課題及び市民の意思を把握するため、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等その他の市政に反映させる活動及び住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項においてこれらの活動を「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

（透明性の確保）

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○流山市 第 18 条（政務調査費の執行及び公開）

政務調査費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、流山市議会政務調査費の交付に関する条例に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務調査費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

3 議会は、政務調査費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

#### ○四日市市 第 19 条（政務調査費）

会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第 100 条第 14 項に規定する政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派又は議員は、四日市市議会政務調査費の交付に関する条例第 7 条に規定する使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。